政令

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十一号

内閣は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令を制定する。

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十三条第一項第一号中「第二百三条の二第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附則第四条を次のように改める。

第四条　削除

附則第七条の二及び附則第七条の三を削り、附則第七条の四を附則第七条の二とする。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第二条　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）

第三条第二号中「（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第七条各号及び附則第三項において同じ。）」を削り、「附則第二項第二号において同じ」を「同号において同じ」に、「第四号」を「第五号」に、「の初任者研修」を「に規定する初任者研修」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　会計年度任用職員

第四条第二号中「第二十四条第一項の」を「第二十四条第一項に規定する」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　会計年度任用職員

第六条第二号中「この条」を「この号」に、「次号」を「第四号」に改め、同条第四号中「第二十八条の五第一項（」の下に「これらの規定を」を加え、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　会計年度任用職員

附則第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　会計年度任用職員

附則第三項中「第四号」を「第五号」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）

第三条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の表第二十一条の四第二項の項の次に次のように加える。

第二十二条	人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則（任命権者の属する地方公共団体に人事委員会が置かれていない場合
	地方公共団体の	任命権者の属する地方公共団体の

第七条の表第二十二条第二項の項中「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に改め、同表第二十二条第三項及び第四項の項中「第二十二条第三項及び第四項」を「第二十二条の三第二項及び第三項」に改め、同表第二十二条第五項の項を次のように改める。

第二十二条の三第四項	人事委員会を置かない地方公共団体	任命権者の属する地方公共団体に人事委員会が置かれていない場合
	地方公共団体の	任命権者の属する地方公共団体の

第七条の表第三十九条第四項の項中「第三十九条第四項」の下に「、第四十六条、第四十九条第四項、第四十九条の二第一項及び第五十一条の二」を加え、同表第四十六条の項から第五十一条の二の項までを削る。

第七条の二（見出しを含む。）中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の四第一項」に改める。

第七条の三中「第四十七条の五第四項」を「第四十七条の四第四項」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正）

第四条　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「非常勤の講師」を「講師」に改める。

第十条の見出し中「非常勤の講師」を「者」に改め、同条中「非常勤の講師は」を「者は」に、「ものと」を「講師（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限る。）と」に改め、同条第一号中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の三第一項」に、「配置される非常勤の講師」を「配置される講師」に改め、同条第三号中「もの」を「者の」に、「非常勤の講師」を「講師」に改め、同条第三号中「もの」を「者」に、「非常勤の講師」を「講師」に改める。

（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「非常勤の講師」を「講師」に改める。

第四条の見出し中「非常勤の講師」を「者」に改め、同条中「非常勤の講師は」を「者は」に、「ものと」を「講師（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限る。）と」に改め、同条第一号中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の三第一項」に、「配置される非常勤の講師」を「配置される講師」に改め、同条第二号中「もの」を「者」に、「非常勤の講師」を「講師」に改める。

（災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「第二十二条」を「第二十二条の三」に改める。

一　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第十七条第三項

二　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第四十一条第三項

（文部科学省組織令の一部改正）

第七条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二号中「第四十七条の六」を「第四十七条の五」に改める。